

## 【事例 H29-55】相模原市

## 自殺対策事業における民間団体との協力協定

【概要】市内の民間団体（スポーツ団体4団体、環境衛生団体5団体）と、市が実施する自殺対策事業への協力に関する協定を締結している。この協定は、自殺対策に関して当該団体と市とが連携を強化し、積極的に取組を進めることを目的とするもので、当該団体の関係者にゲートキーパーとしての役割を担っていただくとともに、自殺対策街頭キャンペーンへの参加、店舗への啓発ポスター掲示、自殺対策啓発物品への団体ロゴの使用など自殺対策に係る協力を得ている。

## 【大綱の分類】

- 4. 対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 10. 団体との連携を強化する

## 【政策パッケージ分類】

- 基本1. 地域におけるネットワークの強化
- 基本2-1) さまざまな職種を対象とする研修

【事業実施年度】2018年度事例（2010年度～）

【事業予算】0円（2018年度）

## 【利 点】

- ▼ 既存の社会資源を活用し、市の自殺対策を進めることができる。
- ▼ 協定に基づき、継続的に安定して協力を得ることができる。
- ▼ 環境衛生団体については、各組合員にゲートキーパーの役割を担ってもらうことができ、団体からの要請に基づき研修を実施することで自殺対策に係る人材育成にもつながる。

## 【実施に至るまで】

**スポーツ団体及び環境衛生団体を対象とした経緯**

- ① 自殺対策の普及啓発に関し、スポーツが持つ前向きな印象を活用して事業を実施することなどを目的に2010年9月に市内スポーツ団体4団体に自殺対策街頭キャンペーンへの参加を依頼し、4団体が参加
- ② 市自殺対策基本条例に基づき、自殺対策への市民の参画及び民間団体との連携強化のため、日常業務において市民に接し、一定の時間を接客又は常連等同一人物に複数回接客する機会がある理美容業及びクリーニング業に対し、2013年2月にゲートキーパー研修を実施。同年9月に自殺対策街頭キャンペーンに参加を依頼し、環境衛生団体2団体が参加

**協定締結の背景**

- ① 協定締結前から民間団体の協力を得て自殺対策事業を実施していたが、今後も継続的な協力を得ることや更なる連携強化のために協定の締結が必要と考えた。
- ② 市自殺対策基本条例（2013年4月施行）、市自殺総合対策の推進のための行動計画（計画期間2014年度～2018年度）において、自殺対策の普及啓発及び市民参画、民間団体の育成・連携強化を掲げていた。

## 協力協定締結

### ▼ 自殺対策事業における協力に関する協定

締結日：2011年2月7日

対象：市内スポーツ団体（SC相模原、ノジマ相模原ライズ、ブレッサ相模原、三菱重、相模原ダイナボアーズ）

協定内容：目的：自殺対策事業について、円滑なる協力体制を期する。  
 協力内容：【スポーツ団体】市が実施する自殺対策事業への協力  
 協力内容：【市】スポーツ団体の協力について市民への周知

### ▼ 相模原市における自殺対策の取組の相互協力に関する協定

締結日：2014年2月20日

対象：市内環境衛生団体（神奈川県理容生活衛生同業組合相模原南支部、さがみ原支部、神奈川県美容業生活衛生同業組合相模原支部、神奈川県クリーニング生活衛生同業組合相模原南支部、相模原北支部）

協定内容：目的：環境衛生団体及び市が積極的に連携及び協力を行うことにより、自殺対策に寄与する。

協力内容：【環境衛生団体】

- 組合員に協定の趣旨を周知し、日常の業務や活動において自殺対策の取組に協力する。
- 組合員に日常の業務や活動において接する人に悩みや不安があるような場合に、声をかけ、傾聴し、必要に応じて相談機関を紹介するよう呼びかける。
- 市が行う自殺対策事業に協力する。

協力内容：【市】

- 組合が行う自殺対策に関わる研修に対し、講師を派遣するなどその実施に協力する。
- 組合に対し、相談機関周知等のパンフレット等を配布するなど、自殺対策活動に必要な情報の提供に努める。

## 【成果】

- ▼ 自殺対策街頭キャンペーンについて、スポーツ団体及び環境衛生団体から毎年欠かさず、参加協力が得られている。特に、街頭キャンペーンにおいては団体に所属する選手等がユニフォームを着用し活動する他、マスコットキャラクターも参加し、通行人の印象に残る要素の一つとなっている。また、スポーツ団体においても、本拠地での活動を通じて地元へ貢献し、チームのピーアールになっている。2018年度の街頭キャンペーンでは、自殺対策啓発に関するリーフレット及びグッズ（補足参照）2000個を配布した。
- ▼ 自殺対策啓発ポスターの掲示について、環境衛生団体の協力の下、約350店舗に掲示依頼ができています。
- ▼ 市が作成する自殺対策啓発物品について、スポーツ団体のロゴ入りのグッズを作成し、配布等活用している。（啓発用シール、マグネットシール、ポケットティッシュ等）
- ▼ その他、必要に応じて市自殺対策事業への協力が得られている他、団体からの要請に基づき、研修を実施している。2018年度は、衛生講習会（出席者89名）においてゲートキーパー研修を実施した。

## 【補足】

### ▼ 街頭キャンペーン配布物

- ・かながわ自殺対策会議作成リーフレット「あなたに知ってほしい」
- ・相談機関周知用リーフレット
- ・相談機関周知用カード
- ・厚生労働省作成「誰でもゲートキーパー手帳」
- ・リブちゃんネル等周知グッズ



- ・ポケットティッシュ
- ・ボールペン

**【課 題】**

- ▼ 自殺対策街頭キャンペーンへの参加、ポスター掲示への協力が定着した一方、新たに協力を得て実施する事業展開等、今後に向けた工夫が必要である。
- ▼ 環境衛生団体の組合員でない市内理美容院・クリーニング店について、連携のパイプがない。
- ▼ 2014年以降、自殺対策に関する協力協定を締結した民間団体がない。既存の協定を活用するなど、自殺対策に関する民間団体との連携を更に進める必要がある。

【事業種別】	自殺対策事業における民間団体との協力協定
【準備期間】	0日（2017年度 ※協定締結後は協定締結に係る準備期間等はない。）
【人 数】	0人（ “ ” ）
【人口規模】	721,477人（2017年1月）
【財政規模】	168,376,452,000円（2017年度）
【自治体負担率】	0%（協定に基づき協力を得て実施している事業については各事業費による。）
【事業対象】	市内スポーツ団体及び環境衛生団体
【支援対象】	市民、団体利用者、通行人
【委託の有無】	無
【実施主体・問合せ先】	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課 TEL：042（769）9813 Mail： <a href="mailto:seishinhoken@city.sagamihara.kanagawa.jp">seishinhoken@city.sagamihara.kanagawa.jp</a>

**【参考資料・文献】**

(ア) 市自殺対策ホームページ「リブチャンネル」

- <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/livechannel/1012537/1012540.html>
- <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/livechannel/1012537/1012541.html>